

令和 7 年 5 月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和 7 年 5 月 1 9 日 開会

令和 7 年 5 月 1 9 日 閉会

国見町農業委員会

令和7年5月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1 番	八 島 富 一 君	2 番	佐久間 久 子 君
3 番	佐 藤 昭 文 君	5 番	吉 田 和 男 君
6 番	佐 藤 浩 信 君	7 番	赤 坂 正 弘 君
8 番	佐 藤 武 君	10 番	齋 藤 勇 子 君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

石 母 田 地 区 担 当	齋 藤 光 弘 君
小坂・泉田地区担当	黒 田 武 君
徳江・塚野目地区担当	佐久間 秀 男 君
徳江・塚野目地区担当	八 巻 信 詞 君
貝田・光明寺地区担当	渋谷 憲 道 君

1. 出席事務局員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 勝 宏 二 君
農業委員会主任主査兼係長	佐 藤 貴 浩 君

1. 議事日程

議 事 日 程

令和7年5月19日（月曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名

- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地改良行為届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第3号 オーダーメイド権限移譲による農地法の許可権限移譲について

協議第1号 令和8年度農業施策に関する意見の提出等の検討について

- 6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

午後1時24分開会

○事務局 それでは、こんにちは。ちょっと時間より早いんですけど、皆様おそろいになりましたので、農業委員会を始めたいと思います。

ただいまより、令和7年5月の国見町農業委員会定例総会を開催いたします。

1 会長挨拶

○事務局 初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○会長（八島富一君） 【会長から開会に先立ち挨拶】

○事務局 それでは、この後の議事進行につきましては会長のほうにお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

2 議事録署名人指名

○会長（八島富一君） それでは、早速議事録署名人ではありますが、こちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 5 番、吉田和男委員、6 番、佐藤浩信委員にお願いいたします。

3 欠席者

○会長（八島富一君） 続きまして、欠席者の報告ですが、本総会において欠席者はおりません。

4 会務報告

○会長（八島富一君） 続いて、会務報告に移ります。

事務局、お願いします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（八島富一君） ありがとうございました。

5 議事

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○会長（八島富一君） 次に、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（5 件）について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑ないようでございますので、報告第 1 号は報告のとおりといたします。

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

○会長（八島富一君） 続きまして、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届

出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

これについて、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 私ちょっとこれに、類似して、届出地付近を今埋立てして、壁というのか土留めか、やっているんだけど、あそこはもう転用になっているんだっけ。

○事務局 転用はなっています。今土留めの最中です。ちゃんと去年転用になっています。

○会長（八島富一君） はい、分かりました。

そのほかなければ、報告第2号は報告のとおりといたします。

報告第3号 農地改良行為届出について

○会長（八島富一君） 次に、報告第3号 農地改良行為届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第3号 農地改良行為届出について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様、質疑ございませんか。

7番。

○7番（赤坂正弘君） ちょっと聞きたいんですけども、田んぼから畑にするのに、畑地化の補助って該当させるためには、農地改良届って出す必要があるんでしょうか。それとも、客土をするから改良届を出しているのか。

○事務局 ここにつきましては、水はけが悪いということで、もう補助とか関係なく悪いということで、田んぼとしてはちょっと使いにくいということで、客土して果樹としてやりたいということでございます。

○7番（赤坂正弘君） それでいいんですけど、田んぼを畑にする。例えば転作ずっとしていたところを田んぼを畑にして、例えばうちの方だと大豆を作る。大豆を作れないところは田んぼに返せないところを永久的に畑にしろということ、そうするとその分の補助。

○事務局 その部分はしていないのかなと思うので。特に〇〇みたいのところ、そういう補助関係は特には。〇〇のほうは当然あると思います。

○7番（赤坂正弘君） 田んぼを畑にするのに、だから5年間で14万でしたっけ。補助出るというやつ。

○事務局 ちなみにここの圃場整備大分、四、五十年たっているの。

○6番（佐藤浩信君） 水田にされていて、10年ぐらいうちで畑にしてキュウリ作っていたら、いつの間にか畑にされていました。そんな話になっちゃうんじゃないですか。みなしでやっちゃうと、そのうち実績がないと、国調なんかがあったときに畑になっていたなんていう例がよくあるみたいですよ。だからそういうところはもう畑になって何も出ないんじゃないんでしょうかね。そんなに面白い話はないと思いますよ。

以上。

○7番（赤坂正弘君） ちょっと調べて、ちょっと資料ないからあれなんですけど。そういうことじゃねえんだ。

○会長（八島富一君） ここってさ、〇〇のほう。

○2番（佐久間久子君） 届出地なんですけど、一回盛土というかやっているんですよ。ただ途中でやめちゃって、そのまま荒地みたいにしてたんですけど、そこを削って、で、これは結局改良前はやったのに対して、やり終わりましたというのを役場に出していなかったの、私がここはやっているから駄目ですよって言ったんですけど。

ただ、田んぼだったのだからそこに盛土をするということは、やっぱ改良行為届出が必要なんじゃないかなと思い、そうですね。

○事務局 はい。

○2番（佐久間久子君） 盛土するから、土をほかから運んできているから、やっぱ必要だという。

○7番（赤坂正弘君） と思ってはいます。

○2番（佐久間久子君） ああ、そう。

○6番（佐藤浩信君） だから届出者はそういう補助というのがあるはずだということですね。だからそれさ引っかけてやっているんだろうかと。

○2番（佐久間久子君） 多分そうだと思います。

○事務局 柿を植えるといってる、そこは使うかなとは思われます。

○7番（赤坂正弘君） 田んぼを畑にしろということを言っているんです、国のほうは。米作るなということで、今作れと言ってるけど。

○会長（八島富一君） 〇〇のほうだよ、分かりました。

○2番（佐久間久子君） ○○のほうの手前。

○6番（佐藤浩信君） そもそも沼がなくなっちゃったんだよね、上のしける原因。あそこ全部埋めちゃったから。

○事務局 あそこ沼いっぱいありますよね。

○6番（佐藤浩信君） うん、だから上の沼はもうないんだけど、実際10年くらい前にデルタが沈むくらいの田んぼなんだから、使いものにならないよ。クローラートラクターが沈むようでは話にならない。前大豆作っていたんだよ、我々が。転作で俺らが作ってたんだけど、僕のほうでクローラートラクター沈没すんだから、話にならない。

○会長（八島富一君） 分かりました。

その他質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） ないようなので、報告第3号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（八島富一君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（5件）について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

それでは、受付番号19番の案件について、現地調査の結果を石母田地区担当、齋藤光弘推進委員より説明をお願いします。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 5月9日に事務局と一緒に現地のほうを確認をしてまいりました。説明どおり何ら異常ないことを確認しております。審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

続いて、受付番号20番の案件について、現地調査の結果を小坂・泉田地区担当の黒田武推進委員より説明をお願いします。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 同じく5月9日に現地を確認しております。事務局説明のとおり、家を買ったんだけど、その土地の中に農地があったということで、この方に一緒に購入してもらおうということで、ここはこの人が野菜作りかするのかなということ

で、大丈夫かと思えます。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

続いて、受付番号21番の案件について、調査の結果を徳江・塚野目地区担当、八巻信詞推進委員より説明をお願いします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（八巻信詞君） 5月8日、事務局と現地のほうを調査確認をしてまいりました。今まで借りていた方が新しい方と代わるということで、きれいに圃場も整備されておりましたので、特に問題ないと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

続いて、受付番号22番の案件について、現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、佐久間秀男推進委員より説明をお願いいたします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（佐久間秀男君） 5月8日、現地を確認してまいりました。ただいま事務局の説明どおりであります。この譲り受ける方はこの 前で、非常に使い勝手が良いということでございます。特に問題ありません。ご審議よろしく願いします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

続いて、受付番号23番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、渋谷憲道推進委員より説明をお願いします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（渋谷憲道君） 去る5月8日に事務局1名と現地の確認をしてまいりました。事務局の説明どおり何ら問題ないということを確認しております。審議のほどよろしく願いします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙 手 全 員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について

○会長（八島富一君） 次に、議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

ここで、審議に入る前に議事参与の制限について説明します。

受付番号1番の案件に関しまして、6番、佐藤浩信委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限については議案を分割して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第2号の議事参与の制限に該当しない案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について（議事参与制限に該当しない案件）説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積等促進計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の議事参与に該当しない案件につきましては計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号の受付番号1番の案件について審議します。

6番、佐藤浩信委員は退席をお願いします。

〔6番 佐藤浩信委員退室〕

○会長（八島富一君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について（議事参与制限に該当する案件）説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。

委員の皆様、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号、受付番号1番の案件について、国見町農用地利用集積等促進計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙 手 全 員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号1番の案件について、計画案のとおり承認することに決定いたします。

6番、佐藤浩信委員の退席を解きます。

〔6番 佐藤浩信委員入室〕

議案第3号 オーダーメイド権限移譲による農地法の許可権限移譲について

○会長（八島富一君） 次に、議案第3号 オーダーメイド権限移譲による農地法の許可権限移譲についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 オーダーメイド権限移譲による農地法の許可権限移譲について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、ご質疑ございませんか。

6番。

○6番（佐藤浩信君） なんかこれさ、委譲した途端に転用許可を求められてさ、あそこみたいになるんじゃないかという、そういう心配のほうが先に来るんですけどね。

○会長（八島富一君） 挨拶にもちょっと言ったんだけど、完全に県の許可要件の中に収まってみだったのに、もう廃プラ燃料を勝手に片付けてあそこを転売しちまったと。許可違反だと思うのね、結局は出した要項と、若干であるが違っていたのね。それをなし崩しにして転売しとって、買ったほうはもう勝手にじゃかじゃかじゃかじゃか作り方しているような状況なので、何かちょっと不審だなとは思っているんだけど。

○6番（佐藤浩信君）　なんか〇〇と、〇〇がもう1社回って歩いているみたいね、あの辺でやろうとして。〇〇が何か名刺配っていたみたいなんだよ、聞いた話だよ。〇〇も回っているみたい。〇〇でも今トラブってます。地下水いっぱい汲み上げちゃって、周りから水が出なくなっちゃった。

○会長（八島富一君）　こんなこと言うとあれなんだけど、荒らしているようなとこね、そういうとこの輪にさ車停めて、県外ナンバーのような車がいっぱい停まって何かしているんだよね。そこらを見るとやっぱりなと思うんだけど、皆さんそのための意見ございますか。

○6番（佐藤浩信君）　あともう一つ心配なことがあります。寝たきりの老人が土地を借りているんですけど、やっていないと。それもヘクタール単位で借りている方がいらっしゃるんですけど、こういう場合はどういう、年齢制限、健康状況もない、現場に立てないんだけど、数年前から土地を借りまくっている方いらっしゃいますよね。言い訳がましく畑には立っているときがあるみたいですけど、収穫は一切していません。あとは注意されると草を刈る程度という、やっているんですけど、何の目的でやられているのかね、そういうのもやっぱり規制の対象というか、チェックをもうちょっときつくしなきゃ駄目ですよ。誰とは言いませんよ。

だから、現実できているのかどうかという確認作業をちょっともうしなきゃ駄目だと思いますね。息子さん、娘さん、お孫さんがやるんだというけど、実際はやりもしないで借りている、目的は大体見当つきますよね、そうするとね。やれない状態なのに借りているという、規制がないからいいんだみたいな。それもやっぱりもう一回チェックかけていただきたいですね。

○会長（八島富一君）　それについても秋の農地パトロールでしっかりと確認いたしましょう。その他ございませんか。

2番。

○2番（佐久間久子君）　私も意見として書いたんですけど、やっぱりもう少し考えなくてはいけない部分があるのかなと思います。ただ責任がどこにあるかという問題もあるし、それがあやふやになっちゃって農地じゃなくなっちゃっているというのがちょっと、やっぱり一番そういうのが、国見町は農業があれですよという割には、それが農地じゃなくなっちゃっている、どんどんと変わっていくのが、ちょっとやっぱり大変なのかなという部分もあるし。

せっかく若い人たちが就農して、一生懸命これから果物を作っていくというのが今だんだん増えつつあるので、そういう人のためにもやっぱりもう少し考えて、多分皆さんも意見あると思うんですけども、もう少し話合いをしたらいいんじゃないかなと思います。

○事務局　今の段階ではエントリーなので、今後こうしていいですかとかというのは出ると思

うので、とりあえずエントリーはして、あと秋とかの協議等もできますので、よろしくお願いします。

○会長（八島富一君） その他ございませんであれば、お諮りいたします。

議案第3号については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

○7番（赤坂正弘君） エントリーするということは、認めたということだよ。

○7番（赤坂正弘君） 制限なくて、エントリーだけするということ。

○2番（佐久間久子君） 賛成するということは、もう認めた、エントリーした。

○事務局 エントリーすると交渉が始まるという形にはなるということです。 移譲に向かって動き出すという形にはなります。

○6番（佐藤浩信君） そうすると、申請されたら受け付けなきゃいけないということだよね。

○事務局 それは来年度からにはなるんですけど。

○2番（佐久間久子君） 来年度からでも、やっぱり。

○事務局 まだ今年1年協議するという形にはなると思うんです。

○6番（佐藤浩信君） いいですか、ちょっと調べてみたんだけど、あちこちでとんでもねえ話がいっぱい出てきていて、〇〇の面積がやたら多いかというのは、〇〇が関係しているけど、それだけじゃなくて、変なところにソーラーのパネル並べられちゃった、事業までつけられちゃったなんてやつも〇〇であるわけじゃん、その要項を増やしちゃったためにね。

ただ、〇〇はパネルに対してそれで厳しくなっちゃって、仮置きのとこなんか撤去させたんだよね、あれね。だからそういうことまでやるようになったんだよね。だから、そこで1回緩めちゃって、後できなくなる。国見に撤去させられるくらいの、大体3反歩くらいの仮置きのとこを撤去させるくらいの力が、国見に果たしてあるかという問題が出てくるよね。

〇〇でやられた太陽光パネルから農地を守れなんていう映画あったよね、〇〇でかかっているんだからね。〇〇で撮っているんです。だから、〇〇の人たちなんかが出ているんだからね。だからそのときを基にして映画まで作られているという事実があるということは、それが〇〇だからね。

以上です。拒否権が持てるんだったら賛成する。拒否権が持てないんだったらしない。

○会長（八島富一君） じゃ、エントリーは。

○事務局 一応その前にしないようには、なんでんかんでん畑はここ通んなきゃ畑、田んぼはここ通るので、そのときに全部しないというふうにすれば。

○事務局 今回の権限移譲については、もともとあった法律を県でやるか町でやるかということだと聞いている。

○6番（佐藤浩信君） うん、それは分かっているんだよ。

○事務局 法律が変わるとか、町に来たから法律が強くなるとか弱くなるということはない。今までどおり進むのはもちろん進むということなんですよ。

で、県としては、県だとなかなか届きにくい部分があるので、実情をよく知っている農業委員会の皆さんとか町のほうで判断してやってもらうほうが、より適正になるんじゃないかということで、権限移譲を進めているという趣旨があるようです。ですから、この移譲によって新たな権限が町に来るということは間違いないんですけども、法律の解釈が変わるとか、あとやり方が変わるということは、基本的にはないと思います。

○6番（佐藤浩信君） 委員長、任せます。

○会長（八島富一君） でも賛成多数じゃねえ少数だからね、何とも、任せますと言われても。もう一度、じゃ、挙手どうですか。

〔挙 手 少 数〕

○会長（八島富一君） 挙手少数、今のところは。エントリーしないと。

それでよろしいですか、委員の皆さん。

○6番（佐藤浩信君） 我々だけでなく、推進委員も通知送ったでしょう。

○2番（佐久間久子君） 推進委員さんの意見も聞いたらいいんじゃないですか。お願いします。

○会長（八島富一君） 推進委員の皆さんはどうですか、ご意見は。

○石母田担当推進委員（齋藤光弘君） いや、別に今までと変わらないですよ、転用は農業委員会へ上がってきて、ここで審査するんですから。

○事務局 転用は変わらない、審査するまでは変わらないです。

○石母田担当推進委員（齋藤光弘君） ここで最終的に審議して許可していますよね。ちょっと面倒なのは、県に上げて県の判断を仰いで、ここの総会に上がってくるか上がってこないかなっていますよね。面倒なやつはもう総会に上がらないで、もう受付受理しないで返していますよね。

○事務局 まあそうですね、明らかに無理だというのはほとんどここに上げていないですね。

○石母田担当推進委員（齋藤光弘君） あんまり変わらないというふうに、県にお伺いを立てるんじゃなくて、農業委員会の事務局として判断して、ここの審議にかけるという状態は変わん

ないですよ。

○事務局 変わらないです。

○石母田担当推進委員（齋藤光弘君） 全然変わらないですよ。

○事務局 ただ、県のほうにも難しいときはどうでしょうという相談をします。

○石母田担当推進委員（齋藤光弘君） 今まで駄目なのは違反してるからという、農地法違反で告訴しないからみんな駄目なので、一回そういうのかけてやって見せしめにでもしないと、違反転用とかあった場合。

○6番（佐藤浩信君） いや、大分やられているんですよ。大分やられてはいるの。〇〇のこの盛ったところで、実質指導くらっているんだからね。軒先をちょっと広げておいたら航空写真で、これ畑だから駄目ですよなんていう指導もあるの。ないわけではないんだけど、今回をきっかけにしてその基準をどんどん緩めていくということが考えられるんだよね、拡大解釈ってやつが。そっちのほうに心配だからさ、元を断ちたいという考えもあるんだよこれは。一つ緩めれば。

○会長（八島富一君） 今回はなし。

○2番（佐久間久子君） もうちょっと話し合い。

○6番（佐藤浩信君） いやいや、はっきり言って期間短か過ぎて詰まるわけないやん、これで。先週の今日だぜ。

○事務局 次回までもう少し。

○会長（八島富一君） うん、もう少し検討させてください。

○事務局 先ほど齋藤推進委員もおっしゃったんですけど、これによって何か変わるということはないですから、法の解釈が変わるとか緩くなるとか厳しくなるということは、基本的にはありませんから。今まで県で許可したものを、町のほうで責任を持ってやるというだけの話であって、そこは全然、じゃ、町に来たから県のほうとは全然話ししないとか、私たちが独自に決めるとかということはないので。

もちろん、迷いが生じるようなこととか法の解釈をどうすればいいのかというのは県にお伺いを立てて、もちろん連携して進むという形になりますので、そこはちょっと、今までどおりやるということではご理解いただいているかなと思いますので。

ちょっといきなり出てきた話なので、もう少し皆さんで考えていただいて、次回のときにもう一回決めますので、確認をさせていただければと思います。

○2番（佐久間久子君） 今までであれば、そういう話にというのは、考え方も変わってくるん

でしょうけど、いきなり来てはあれなので、ちょっと判断がしづらいという。

○事務局 来月までまだ1か月ありますので、事例について、ぜひ情報を出させていただきますので、来月までにちょっとまたご協議いただければということで。

○6番（佐藤浩信君） ○○みたいに、町の情勢が変わるくらい大規模開発があったわけじゃない、あそこは。もう町の基準がまるっきり変わるくらいだから。だから、そういうところがあったとことここを一緒にというわけにはいかないよね。

○会長（八島富一君） じゃ、もう少し。

○6番（佐藤浩信君） 逆に事務局に、時間をくれ、もうちょっと我々に。

以上。

○会長（八島富一君） じゃ、そのようにしたいと思います。

協議第1号 令和8年度農業施策に関する意見の提出等の検討について

○会長（八島富一君） 次、協議第1号 令和8年度農業施策に関する意見の提出等の検討について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第1号 令和8年度農業施策に関する意見の提出等の検討について説明】

○会長（八島富一君） いまいまと言われてもなかなか難しいべから、この117ページの令和7年度の例を見て、新たに追加というか付け加えるものがあれば、これに付け加える、省くものは省いて、皆さんのご意見を賜ります。

それで、これは6月の末に出すものですから、あと1か月ありますので、皆さんからの結果を待ちたいと思います。

その他ございますか。よろしいですか。

返事がないので、議事についてはこれで終了にします。

6 その他

（1）次回以降の総会日程について

○会長（八島富一君） 続いて、その他に入ります。

次回以降の総会日程について、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、その他の（1）次回以降の総会日程について説明いたします。

令和7年6月につきましては、6月17日火曜日、13時30分からこの場所でのということでございます。7月の総会につきましては一番最後のページ、予定表の一番最後、うちのほうの予定としましては、15日火曜日か7月16日水曜日を予定しておりますので、ご検討をお願いいたします。

○会長（八島富一君） 桃栽培者の方はいいいですか。

○2番（佐久間久子君） 早いほうがいいです、桃取りになりますので。15でお願いします。

○会長（八島富一君） はい。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 7月15日午後1時半でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） じゃ、そのように決定いたします。

事務局から何かありますか。

○事務局 大丈夫です。

○会長（八島富一君） 最後に、出席の委員の皆様から何かございますか。

〔発言する者なし〕

○会長（八島富一君） 声なし、何もなければ、これで本会議を閉じます。

ご協力ありがとうございました。

午後2時47分閉会

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和7年5月19日

国見町農業委員会議長 (会長) _____ (印)

議事録署名人 (5番委員) _____ (印)

議事録署名人 (6番委員) _____ (印)

会議書記 (事務局長) _____ (印)